と認めた場合は、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格の確認を受けた上で、事業計画の提案内容を記載した書類（以下「提案書類」という。）の提出期限までに追加変更することができるものとする。なお、２⑵～⑸に定める要件を満たさなくなった場合については、入札説明書第４⑹の規定が適用される。

⑵　共通要件　入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

２）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者であっても、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の級別の格付けを受けている場合は、本件への入札参加を認める。

４）入札参加表明書及び競争参加資格確認書類の提出期限の日から落札者の決定が終了するまでの期間に、中国四国防衛局から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28．3.31）に基づく指名停止等を受けていないこと。

５）中国四国防衛局が、本事業について導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、これらの者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している者を、「人事面において関連のある者」とは、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の代表権を有する役員が、これらの者の代表権を有する役員を兼ねている場合の者をいう（以下同じ。）。

６）国が設置する審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

７）ＰＦＩ法第９条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

⑶　展示物等更新業務を実施する企業の参加資格要件　１⑷１）①に示す展示物等更新業務を実施する企業は、以下の要件を満たすこと。

１）国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

２）防衛省整備計画局施設計画課長から建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の、「管工事」、「電気工事」又は「内装仕上工事」において級別の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加資格を希望していること。

３）複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれが実施する工事種別について、２）を満足すること。

⑷　維持管理業務を実施する企業の参加資格要件等　１⑷１）②に示す維持管理業務を実施する企業は、以下の要件を満たすこと。

１）国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

２）令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において「A」、「B」又は「C」の格付を受け、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

３）平成22年度以降に、公共施設の維持管理業務実績（建築躯体及び設備の保守点検及び修繕業務を含むもの。複数の実績により満足することも認められる。）があること。

４）維持管理業務を実施するために必要となる資格を有していることを証明した者であること。

⑸　運営業務を実施する企業の参加資格要件　１⑷１）③に示す運営業務を実施する企業は、１）の要件を満たすとともに、２）又は３）のいずれかの要件を満たすこと。

１）国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

２）平成22年度以降に、国又は地方公共団体所管の広報施設等の事務・案内業務実績があること。

３）平成22年度以降に、博物館法（昭和26年法律第285号）上の登録博物館若しくは博物館相当施設の運営業務、運営計画業務又はそれらに付随した内容検討業務のいずれかの業務実績があること。

なお、「博物館相当施設」とは、建築基準法別表第１⑶項の用途に類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の３第２号に規定する博物館、美術館及び図書館のいずれかに該当する施設（建築確認申請上の用途がこれら３種に該当する施設）をいう。

４）運営業務を実施する者が複数いる場合は、少なくとも１社が２）又は３）を満足すること。

３　入札手続等

⑴　担当部局

防衛省　中国四国防衛局　総務部契約課

住所：広島県広島市中区上八丁堀６―30

ＴＥＬ：082―223―7233

ＦＡＸ：082―222―3027

Mail：keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所

交付期間：令和２年９月18日から令和３年１月13日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）

場所：中国四国防衛局のホームページ
https://www-d.mod.go.jp/rdb/chushi/070_nyusatukeiyakukanren/010_nyuusatukeiyakujouhou/kensetsu/hiroshima/koukoku/koukoku/ekimu/ippan.htm

⑶　競争参加資格の確認（第一次審査）等

①　入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の受付等

入札参加希望者は、本入札に参加することを表明し、第２項に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書及び入札参加資格確認書類（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官より入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記２⑵～⑸に掲げる建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格又は防衛省競争参加資格の認定を受けていない者も、第一次審査資料を提出することができるが、第二次審査資料の提出期限までに、当該資格の認定を受けていることを条件として、入札参加資格があることを確認するものとする。

②　提出期限

令和２年９月18日から令和２年10月14日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

③　提出方法

上記３⑴の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）によるものとする。